



中津市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年2月21日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 指定管理者監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] ゼンカイセキユリティー・香帆共同体</p> <p>[指定管理施設名] 中津市八面山交流施設 ふるさと回想館「八面山荘」</p> <p>[所管部局・課] 三光支所 地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 宿泊施設の営業者は、旅館業法第6条に規定する宿泊者名簿（氏名、住所、職業、外国人の場合は国籍・旅券番号の記載及び旅券の写しの保存）を作成するよう定められているが、姓と電話番号しか記載されていなかった。旅館業法等に準じた適切な事務処理を求める。</p> <p>② 月次表の提出はあるが、その収入・支出の根拠となる出納簿等の作成がないため、額の正当性の判断が困難であった。 また、入出金の伝票がないため、会計担当者のみの判断で入出金が行われているように見受けられ、会計処理のチェック体制が不十分であった。 施設使用料等の公金・準公金の取扱いを行っていることを十分に留意し、科目毎の出納簿等を作成し、また、収入・支出伝票については作成後、起票者以外のもので確認する等、会計事務の見直しを求める。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>市長（指定管理者）は、施設利用者から利用申請書を受領し使用許可書を交付すると定められているが、受領及び交付を行っていないかった。 また、条例等に申請・許可が不要な場合の定義がないため、食事客・日帰り入浴客・宿泊客についても申請・許可が必要になっていた。 指定管理者に、利用申請書を受領及び使用許可書の交付を行うよう指導するとともに、利用者の利便性向上の観点から、食事客等については口頭等による申請・許可ができるよう、規則の改正等を検討されたい。</p>	<p>ご指摘の宿泊者名簿につきましては、誤った認識により事務処理を行っていました。 令和5年2月分から旅館業法等に基づいた宿泊者名簿を作成し、適切な事務処理に努めます。</p> <p>ご指摘の会計事務につきましては、事務処理見直しを行い、令和4年4月分からの科目毎の収入簿・出納簿等を作成いたします。 また、入出金につきましては、令和5年2月分から、収入・支出伝票を起票し、起票者及び支配人がそれぞれ確認後執行するように致します。 今後は、公金・準公金の取扱いを行っていることを十分に留意し、適切な会計事務処理に努めます。</p> <p>ご指摘のとおりです。指定管理者に、利用申請書を受領及び使用許可書の交付を行うよう指導いたしました。今後も、会計事務処理を含め指定管理者に十分な指導を行い、適切な履行管理に努めます。 また、条例等につきましては、利用者の利便性向上の観点から、食事客等については口頭等による申請・許可ができるよう、関係各課と協議の上、規則もしくは協定書・仕様書等の改正を早急に行います。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 指定管理者監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] シンコースポーツ・日本管財・ ASICSグループ</p> <p>[指定管理施設名] 中津市総合体育館・大貞総合運動公園野 球場・中津軟式野球場・永添運動公園・ 三光総合運動公園、田尻ソフトボールグ ラウンド</p> <p>[所管部局・課] 教育委員会 体育・給食課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 事業報告書に添付の収支状況報告に ついて、各項目の合計額のみで積算根 拠が記載されている内訳書がないため 額が適正であるかの判断（履行確認） ができないものが散見された。 また、自主事業の実施状況報告は、 事業名、金額、参加人数等の数値のみ の報告で詳細な事業内容の報告がな かった。 確実な履行確認のためにも詳細な事 業報告書を作成し提出されたい。</p> <p>② 事業計画書では、電力自由化の導入 についての記載があり「削減の効果が 見られておりますので年度報告書で報 告いたします」と書かれているが、事 業報告書には削減効果についての記載 がなかった。 事業報告書には、事業計画書で計画 した事業内容の取組状況や結果を記載 するよう求める。</p> <p>③ ダイハツ九州アリーナのトレーニン グ室は、利用する場合、実際に行って みるか電話で確認する以外リアルタイ ムでの利用者数の把握はできない。例 えば、会員証のバーコードを入室・退 室時に読み込むことで現在の利用者数 がホームページ等で確認できるシステ ムを導入している施設もある。コロナ 禍のこの時期、利用者が混雑を避けて 効率的に施設利用ができるよう、入退 室管理システムの導入を検討されたい。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>特に指摘すべき事項はなかった。</p>	<p>① 今回の指摘に対して、事業報告書の 様式等について市と協議し、収支状況 報告の積算根拠及び自主事業の実施状 況報告について詳細な事業報告をして まいります。</p> <p>② 今回の指摘に対して、事業報告書で 事業内容の取り組み状況や結果につい て記載し、市へ報告するように努めま す。</p> <p>③ 入退室管理システムの導入について は費用がかかるため、業者へ見積を依 頼し、必要な財源が確保できるよう市 と協議します。 システムの導入について前向きに検 討いたします。</p>	